

令和5年6月9日
内閣府
地方創生推進事務局
文部科学省
高等教育局
高等教育企画課

**特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について**

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令案について、令和5年4月26日から令和5年5月26日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・郵送・電子メールを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計36件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する内閣府及び文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

分野	主な意見の概要	内閣府・文部科学省の考え方
1. 今回の改正内容自体に関する意見	○ デジタル人材不足、理工系人材不足を補うために東京の大学が理工学部を新設、増設することに賛成。	御意見ありがとうございました。
	○ 要件①（学位分野が理学関係分野又は工学関係分野の高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科における収容定員増加（学科等の新設を含む。）であること。）について、「学位分野が理学関係または工学関係分野であるものに限定」とすべきではない。	今回の改正は、地域における若者の修学及び就業を促進し、東京一極集中を是正するという、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「地方大学・産業創生法」という。）の趣旨を踏まえた上で、高度なデジタル人
	○ 要件②（増加させる分の定員は、新学部等の完成年度以降 3 年以内に大学全体の入学定員を増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増加であること。）について、入学定員を増加前に戻す期間を「完成年度以降 3 年以内」と限定すべきではない。	材が質・量の両面で圧倒的に不足しているという状況に鑑み、内閣官房の下に置かれた有識者会議の議論を踏まえて、23 区内大学の定員増に係る例外措置を新たに設けようとするものです。 有識者会議のとりまとめにおいて、「定員増抑制については、引き
	○ 要件③（特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれを解消するための取組として、地方企業でのインターンシップ等の地方自治体等と連携した地方における就職促進策を行うとともに、地方大学との連携等により地方におけるデジタル人材育成強化に貢献すること。）について、地方における就職促進とデジタル人材育成強化への貢献を求めるのは少々ハードルが高くなってしまったため、デジタル人材の不足に対処するため要件を緩和すべき。	続き法に沿って適切な運用がなされるべき」とした上で、地方の若者の著しい減少を助長するおそれが少ない合理的な範囲において、「要件を満たすものに限って限定的な例外措置を講ずることを検討すべき」とされたことも踏まえて、3つの要件としては原案どおりといたします。

	<p>○ 例外措置については、ごく限定的なものにすべきであり、その前提としてまずは地方大学において確実にデジタル人材を育成するための施策を展開した上で、地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増に限定するなど、厳格な運用を図ることを明確化し、徹底すべき。</p> <p>○ 条件を付した例外措置とはいえ、23区内の大学の学部の収容定員増を可能とした場合、教員や学生の東京一極集中に拍車をかけることとなり、地方との格差を拡大し、将来的に地方におけるデジタル人材育成の強化に支障をきたす懸念がある。</p>	<p>要件①、②、③について厳格な運用に努めつつ、地方の意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的な支援を行うための基金等を活用し、地方におけるデジタル人材育成の抜本的な強化を図ってまいります。</p> <p>また、今回の改正も契機として、東京一極集中の是正の観点から、地方大学との連携、サテライトキャンパスやオンライン授業の活用等を通じて、特定地域内の大学に地方におけるデジタル人材育成強化に貢献する取組を求め、「地域分散型」学修の推進に努めてまいります。</p>
<p>2. 規制緩和等を求める意見</p>	<p>○ 大学の定員や学部・学科の新設等を規制する立法等による措置を講ずることは、学問の自由や教育を受ける権利に対する重大な制約となり得ることから、謙抑的であるべきである。</p> <p>○ 東京での立地を規制するのは行き過ぎであり、少子化で競争がさらに厳しくなっている私学の経営の自由度を損ない続けている。</p>	<p>東京 23 区内の大学の定員増加抑制は、地方創生や東京一極集中是正の観点から、大学の学部の設置や収容定員増について抑制したものであり、各大学の教育研究の内容や活動を制限するものではなく、それぞれの大学の自治を侵したり、各学生が大学で学ぶ機会を妨げたりするものではないと考えています。</p>

<p>3. 規制強化や地方重視の取組等を求める意見</p>	<p>○ 23 区内の収容定員の増加を抑制するだけでなく、地方の大学の収容定員の増加を奨励すべき。</p>	<p>地方大学の収容定員増加として、地方創生を推進する魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の学部等の定員増を特例的に認める取組を行っています。</p> <p>また、成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた継続的な支援を行うための基金等を活用し、デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けて、意欲ある大学・高専が成長分野への学部転換等の改革に予見可能性をもって踏み切れるよう、機動的かつ継続的な支援を行ってまいります。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○ 国政全般への御意見等</p>	<p>今回の命令案と直接の関係はございませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>